

令和6年度の 経営所得安定対策について



経営所得安定対策は、米・麦・大豆等について、需要に応じた生産の促進と水田農業全体としての所得の向上等により、農業経営の安定を図ることを目的に実施しています。
令和6年産の主な交付金内容・単価を以下のとおりご案内します。

水田活用の直接支払交付金

交付対象水田で対象作物を作付け・販売している農業者が対象



▲水張り5年ルールの詳細
水張り実施届出書のダウンロードはこちら

【交付対象水田の考え方】

- ・ **湛水設備(畦畔等)や用水路等を有しない農地は交付対象外です。**
- ・ **令和5年度～令和9年度の5年間に一度も水張りが行われていない農地は、令和9年度以降は交付対象としません。**
※水張りは、水稲作付けにより確認することを基本としますが、以下の①②のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなします。
①湛水管理を1か月以上行う ②連作障害による収量低下が発生していない
※当協議会における水張りの確認方法については、以下のとおりです。
①現地確認・・・水張り予定者はたん水を行う1週間前を目安に「水張り実施届出書」を協議会に提出。届出のあった農地について、職員が現地確認（原則立会不要）を実施（※原則、水張り開始直後と約1か月後の計2回確認）
②証拠書類の提出・・・農業者はほ場ごとに「水張り記録簿」を提出

助成	対象作物等	交付単価(10aあたり)
戦略作物助成 ※基幹作のみ対象 実需者との出荷・販売 契約等の締結が必要	飼料作物	35,000円 ※多年生牧草について、播種を行わず収穫のみを行う年は10,000円
	麦・大豆	35,000円
	WCS用稲	80,000円
	加工用米	20,000円
	飼料用米・米粉用米	収量に応じ 55,000円～105,000円
産地交付金 (国の設定する取組)	新市場開拓用米の複数年契約	10,000円 ※3年以上の新規契約を対象にR6年度に配分
	そば・なたね 新市場開拓用米・地力増進作物	20,000円(基幹作のみ)
産地交付金 (県の設定する取組) 【地域振興作物助成】	きゅうり、トマト(ミニトマト含む)、なす、いちご、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、ブロッコリー、えだまめ、ちんげんさい、パプリカ、ズッキーニ、にら、にがうり、たまねぎ、スイートコーン(未成熟とうもろこし)、さやいんげん、だいこん、ふき、うど、こまつな、すいか、やまといも、はくさい、コギク、スプレーギク、こんにゃく	8,000円(暫定) ※単価調整により金額が変更となる可能性があります。

飼料用米支援の変更について

- 令和5年産からは、飼料用米の収量の申請項目を1.70mmのふるい上とふるい下に分け、ふるい上の収量を用いて戦略作物助成(数量払)の単価を計算します。
※飼料用米をふるいにかけない場合は、地域ごとの「ふるい下の発生率」を用いて、ふるい上とふるい下の収量を計算することができます。
- 一般品種で飼料用米に取り組む場合は、令和6年産以降は、令和6年～8年産にかけて段階的に支援水準を引き下げます。(多収品種は従来どおりの支援)

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

対象作物を販売目的で生産する認定農業者・認定新規就農者・集落営農が対象

令和5年度からの主な変更点(数量払)

数量払の交付単価は、対象作物の「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分として、品質区分に応じて設定しています。令和5年産の交付単価の改定により、消費税の課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に区分することから、免税事業者向けの単価を申請する方は、確認書類の提出が必要となります。

※課税事業者向けの単価を申請する方は、確認書類の提出は不要です。

(参考)平均交付単価(令和5年～7年産に適用)【抜粋】

対象作物	免税事業者向け	課税事業者向け
小麦	6,340円/60kg	5,930円/60kg
二条大麦	6,160円/50kg	5,810円/50kg
六条大麦	5,150円/50kg	4,850円/50kg
はだか麦	9,160円/60kg	8,630円/60kg
大豆	9,840円/60kg	9,430円/60kg
てん菜	5,290円/t	5,070円/t
てん粉原料用ばれいしょ	15,180円/t	14,280円/t
そば	17,550円/45kg	16,720円/45kg
なたね	8,130円/60kg	7,710円/60kg

※農産物検査機関にて検査を受けることが必須です。等級により単価は異なります。

※実需者との播種前契約や直売所等への販売計画の提出が必須です。

基本ルール

- 免税事業者向け単価の適用に当たっては、2年前(2期前)の収入・売上げが1千万円以下であることにより要件確認を行います。
- 免税事業者向け単価の適用要件を満たしていることが確認できない場合は、課税事業者向け単価が適用されます。

確認に必要な書類

- ① 【個人】2年前(※)の確定申告書B(写)及び青色申告決算書(農業所得用)(写)又は白色申告の収支内訳書(農業所得用)(写)など
※令和6年産の申請の場合、令和4年分(令和4年1月～12月分)
- ② 【個人で営農開始後2年以内】個人事業の開業・廃業等届出書(写)など
- ③ 【法人(人格なき社団含む)】2期前の各事業年度の所得に係る確定申告書(別表第1)(写)など
- ④ 【法人で設立初年度】法人設立届出書(写)など
- ⑤ 【法人で設立2期目】法人設立届出書(写)及び前期の各事業年度の所得に係る確定申告書(別表第1)(写)など

各交付金の申請期限

令和6年6月13日(木)まで

交付申請書(様式第1号)に必要書類を添付して
沼田市農業再生協議会(沼田市役所農林課)まで提出してください。

様式は沼田市ホームページからダウンロードできます。

【市HPからページ番号1012664で検索】

お問い合わせ先：沼田市農業再生協議会(沼田市役所農林課) 電話：0278-23-2111